

○平塚市病院事業の設置等に関する条例

昭和43年10月1日
条例第17号
改正 昭和45年12月18日条例第40号
昭和47年12月23日条例第44号
昭和48年9月29日条例第33号
昭和48年12月22日条例第45号
昭和50年9月30日条例第35号
昭和51年6月28日条例第27号
昭和55年3月28日条例第15号
昭和56年6月27日条例第25号
平成2年9月28日条例第12号
平成8年12月19日条例第27号
平成11年3月31日条例第11号
平成14年9月30日条例第20号
平成15年12月22日条例第28号
平成17年3月23日条例第11号
平成19年3月27日条例第1号
平成21年6月25日条例第23号
平成21年12月18日条例第36号
平成24年3月23日条例第13号
平成24年12月21日条例第37号
平成25年12月20日条例第33号
平成28年12月20日条例第51号
令和2年3月17日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づいて本市の病院事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(病院事業の設置)

第2条 本市は、市民の健康保持に必要な医療を提供し、かつ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項に規定する目的を達成するため、平塚市病院事業（以下「病院事業」という。）を設置する。

2 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平塚市民病院
- (2) 位置 平塚市南原一丁目19番1号

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成22年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第4条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 外科

- (3) 呼吸器内科
- (4) 消化器内科
- (5) 循環器内科
- (6) 神経内科
- (7) 腎臓内分泌代謝内科
- (8) 緩和ケア内科
- (9) 呼吸器外科
- (10) 消化器外科
- (11) 血管外科
- (12) 心臓血管外科
- (13) 脳神経外科
- (14) 乳腺外科
- (15) 整形外科
- (16) 形成外科
- (17) 精神科
- (18) 小児科
- (19) 皮膚科
- (20) 泌尿器科
- (21) 産婦人科
- (22) 眼科
- (23) 耳鼻咽喉科
- (24) リハビリテーション科
- (25) 放射線診断科
- (26) 放射線治療科
- (27) 病理診断科
- (28) 救急科
- (29) 麻酔科

3 病床数は、次のとおりとする。

- (1) 一般病床 410床
- (2) 感染症病床 6床

(組織)

第5条 病院事業の管理者の名称は、病院事業管理者とする。

2 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、平塚市民病院を置く。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）

第6条 病院事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金を埋め、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の1を減債積立金に、20分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の使途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的
- (3) 利益積立金 欠損金を埋める目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその

目的以外の使途に使用することができる。

(資本剰余金)

第7条 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 利益積立金をもつて欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、資本剰余金を取り崩して当該欠損金を埋めることができる。

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件については、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡については、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する損害賠償)

第10条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第11条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を説明する書類を翌年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出できなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを見出しなければならない。

付 則

この条例は、昭和43年10月1日から施行する。

付 則（昭和45年12月18日条例第40号）抄

1 この条例は、昭和45年12月28日から施行する。ただし、第1条中平塚市病院事業の設置等に関する条例第3条第2項の麻酔科を加える改正規定は厚生大臣の許可の日から施行し、同項の脳神経外科を加える改正規定は公布の日から施行し、昭和45年9月1日から適用する。

付 則（昭和47年12月23日条例第44号）

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定による許可のあつた日から施行する。

付 則（昭和48年9月29日条例第33号）

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

付 則（昭和48年12月22日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

付 則（昭和50年9月30日条例第35号）

この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

付 則（昭和51年6月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年5月1日から適用する。

付 則（昭和55年3月28日条例第15号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和56年6月27日条例第25号）

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定による許可のあつた日から施行する。

附 則（平成2年9月28日条例第12号）

この条例は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定による許可のあつた日から施行する。

附 則（平成8年12月19日条例第27号）

この条例は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第20号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年12月22日条例第28号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日条例第23号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第36号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項第1号中「500床」を「410床」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に1条を加える改正規定（第3条第3項第1号中「500床」を「410床」に改める部分に限る。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定による許可の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第13号）
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(平塚市職員の定年等に関する条例の一部改正)
- 2 平塚市職員の定年等に関する条例（昭和58年条例第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

- 附 則（平成24年12月21日条例第37号）
この条例は、平成25年1月1日から施行する。
- 附 則（平成25年12月20日条例第33号）
この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 附 則（平成28年12月20日条例第51号）
この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和2年3月17日条例第13号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。